

## 絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検について

### 【概要】

平成 23 年度、絶滅のおそれのある野生生物の保全について、今後取り組むべき課題を明らかにすることを目的に、生物多様性基本法及び生物多様性国家戦略 2010 を踏まえ、これまでの我が国の政策の実施状況を点検した。

点検は、①我が国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検と、②希少野生生物の国内流通管理に関する点検の 2 つに分けて実施し、それぞれの点検会議において、今後取り組むべき課題等が提言された。

環境省では、これらの提言を 2012 年の生物多様性国家戦略の見直し作業に活用するほか、来年度以降、この提言を踏まえて絶滅のおそれのある野生生物の保全に関連する制度面及び運用面の今後のあり方についてさらに検討を深めることなどを通じて、より効果的な絶滅のおそれのある野生生物の保全対策に取り組んでいく予定。

### 1. 我が国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検

- 環境省レッドリストの絶滅危惧種（絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類）を対象として、減少要因や既存の関連する制度による保全状況を把握した。
- 「我が国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検会議」では、絶滅危惧種の保全の優先度の考え方が示されるとともに、種の特長や減少要因に応じた効果的な保全の推進や、保全のための情報収集及び連携体制整備等の必要性が提言された。

### 2. 希少野生生物の国内流通管理に関する点検

- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）に基づく「国内希少野生動植物種」及び「国際希少野生動植物種」を対象として、国内の流通管理の状況や違反事例等を把握した。
- 「希少野生生物の国内流通管理に関する点検会議」では、点検結果を踏まえ、国内流通管理に関する基本的な考え方が示されるとともに、罰則や登録制度の運用強化、規制の範囲の検討や普及広報の推進等の必要性が提言された。